

|        |       |
|--------|-------|
| 管理 No. | 申 044 |
|--------|-------|

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:市民部 文化振興課  
( 総務係 )

| 根拠区分          | 条例・規則   |
|---------------|---|
| 許認可等の名称       | 奈良市ならまちセンターの使用料の減免  |
| 根拠条例・規則の名称／条項 | 奈良市ならまちセンター条例(平成元年3奈良市条例第5号) 第10条   |
| 処分権者          | 奈良市長  |
| 審査基準          | <p>奈良市ならまちセンターの使用料の減免は、次の基準により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・奈良市ならまちセンター条例施行規則(平成元年奈良市規則第11号) 第10条</li><li>・奈良市ならまちセンター運用基準</li></ul> <p>(関連条文)</p> <p><b>【奈良市ならまちセンター条例施行規則】</b><br/>(使用料の減免)</p> <p><b>第10条</b> 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、奈良市ならまちセンター使用料減免申請書(別記第7号様式)に承認書及び変更承認書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を決定した場合は、奈良市ならまちセンター使用料減免決定通知書(別記第8号様式)を交付するものとする。</p> |
| 標準処理期間        | 3週間   |
| 最終更新日         | 平成31年4月1日更新   |